

求人番号



08010-9344691

1 求人事業所名

カブシキガイシャ コウノ  
株式会社 コウノ

〒310-0841  
茨城県水戸市酒門町3294-13

ホームページ <http://www.k-kouno.co.jp>  
Eメール [office@k-kouno.co.jp](mailto:office@k-kouno.co.jp)

就業場所  
事業所所在地に同じ 転勤の可能性 なし  
〒  
( ) 下車徒歩 ( ) 分

2 仕事の内容等

職種 建設コンサルタント業

\* 国土交通省、茨城県土木部、茨城県内各市町村発注のインフラ整備業務に関する協議・設計等の実務を行っていただきます。

\* 詳細はHP (コウノで検索) をご覧ください。

雇用形態 正社員  
雇用期間 雇用期間の定めなし

学歴 不問 土木系優遇  
履修科目

必要な経歴等 不問 経験者優遇

必要な免許・資格 普通自動車免許 (AT限定可)  
技術士およびRCCM (部門問わず) 優遇

年齢 59歳以下  
年齢制限の理由 60歳未満の方を募集 (省令1号) (定年が60歳のため)

受付年月日 平成31年4月11日

紹介期限日 平成31年6月30日

求人票 (フルタイム)

公開希望 求人情報を提供  
公開区分  
種別 810

3 労働条件等

a+b 198,000円 ~ 600,000円

a 基本給 (月額換算・月平均労働日数 20.0日)  
198,000円 ~ 600,000円

b 定期的に支払われる手当  
手当 円 ~ 円  
手当 円 ~ 円  
手当 円 ~ 円  
手当 円 ~ 円  
c その他の手当等付記事項  
時間外手当 (弊社が必要と認める資格)  
資格手当 (経験年数、技術等を勘案)  
調整手当 (技術士 要相談)  
RCCM 20,000円 (1部門につき)

賃金形態 月給 円 ~ 円  
その他 [ ] の場合

賃金締切日 末日 賃金支払日 毎月 10日 (翌月払い)

通勤手当 一定額 毎月 10,000円まで  
マイカー通勤 可  
無料駐車場有

昇給 (実績) あり (ベースアップ込みの前年度実績 月あたり)  
3,000円 ~ 15,000円 / 月 又は % ~ %

賞与 (実績) あり (前年度実績)  
年1回計 月分 又は 30万円 ~ 200万円

加入保険等 雇用 労災 会社 健康 厚生 財形 厚生年金基金  
退職金共済 退職金制度 なし

就業時間に関する特記事項  
就業時間 (1) 08:30 ~ 17:30  
(2) ~  
(3) ~  
又は ~ の間の時間  
時間外 あり 月平均 20時間 休憩時間 60分

休日等 休日 土日祝他  
週休二日制 毎週  
6ヶ月経過後の年次有給休暇日数 10日  
その他の場合 年末年始休暇 (12/29~1/4)

求人条件特記事項  
\* 経験者の方は前職給与を考慮して給与決定します。  
\* 法人会員契約リゾート施設有  
「未経験者可」

事業所番号 (静)



0801-101055-2

地方自治体、民間人材ビジネス共に可

就業地住所

茨城県水戸市

職業分類 092-01  
092-99

産業分類 742  
土木建築サービス業

4 会社の情報

従業員数 企業全体 27人 創業 昭和 55年  
就業場所 27人 資本金 4,000万円  
(うち女性 6人) 労働組合 なし  
(うちパート 0人)

事業内容 調査・測量・設計・補償・GIS・管理の6つのソリューションで公共事業に関わる一連の流れを技術と誠意をもってトータルサポートしています。

会社の特長 『社会への貢献』を実感できる仕事、それがコウノの仕事です。インフラ事業を通して『いばらき』の地域づくりに貢献しています。

代表者名 代表取締役 渡辺 直 法人番号 6050001000939

定年制あり 一律 60歳 勤務延長あり 65歳まで  
再雇用あり 65歳まで

入居可能住宅 単身用あり  
世帯用あり

利用可能託児施設 なし

育児休業 なし 介護休業 なし 看護休暇 なし  
取得実績

年間休日数 125日 就業規則 あり

5 選考等

採用人数 2人  
選考方法 面接 書類選考 筆記試験  
書類選考通過者を面接

応募書類 ハローワーク紹介状 履歴書 (写真貼付)  
職務経歴書 所在地宛書類送付  
求人者の責任にて廃棄

選考結果 7日後  
通知方法 郵送

試用期間 あり 労働条件 入社後3ヶ月  
変更なし

備考 【ハローワークからのお知らせ】  
求人票は雇用契約書ではありません。採用に際しては、必ず労働条件通知書を交わし、賃金等の条件面の確認をしてください。(労働基準法第15条第1項に基づく)